

## 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

厚生労働省令第38号4条第1項の規程に基づき、当事業者が提供する居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(静岡県指定事業者番号 2276300049)

### 1. 事業者の概要

#### (1) 名称等

名称	森町社協ケアサービス
所在地	〒437-0215 静岡県周智郡森町森50番地の1
電話番号	0538-85-2525
法人の種別及び名称	社会福祉法人森町社会福祉協議会
代表者職	会長
代表者氏名	比奈地 敏彦
管理者氏名	青木 幹子
介護保険事業者番号	2276300049
指定年月日	平成11年12月 1日
交通の便	天竜浜名湖鉄道 戸綿駅より徒歩10分 静岡鉄道バス秋葉線 遠州森町バス停より徒歩7分
サービスを提供する通常の実施地域	森町内

#### (2) 職員の概要

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者(主任介護支援専門員)	1人	常勤専従	主任介護支援専門員の資格
主任介護支援専門員	1人	常勤専従	主任介護支援専門員の資格
介護支援専門員	2名	常勤専従	介護支援専門員の資格

#### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（国民の祝日と12月29日から1月3日までを除く）
営業時間	8時30分～17時15分

## 2. 居宅介護支援の概要

### (1) 居宅介護支援の内容

項 目	内容・方法等
要介護認定等の申請代行	申請希望者（家族）が申請できない場合は、申請内容を把握した上で申請代行を行います。
居宅サービス計画の作成と連絡調整	<p>利用者の心身の状況、その置かれている環境に即して利用者及び家族の希望等を考慮するとともに、主治医の医学的観点からの留意事項を遵守して居宅サービス計画を作成します。その際、介護支援専門員は利用者及び家族が周辺地域にある複数の指定居宅サービス事業者の情報（サービス内容、料金等）を紹介するよう求めることができることを説明し、求めに応じて情報の提供を行い、サービスの選択を求めます。また利用者等は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが出来ます。</p> <p>支援事業者は、居宅サービス計画に基づき利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行います。</p>
住宅改修の資料等の作成	利用者の住宅を訪問し改修の必要性を確認した上で、申請に必要な書類を作成します。
福祉用具の選択制にあたっての説明	選択制の対象福祉用具の提供にあたって貸与又は販売のいずれかを選択できることについて、必要な情報を提供し医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえ提案を行います。
介護保険施設への紹介	利用者が介護保険施設の利用を希望する場合は、必要な情報を提供し、介護保険施設への紹介を行います。

### (2) 居宅介護支援の利用に当たって

項 目	内容・方法等
サービスの質の向上のための方策	介護支援専門員の資質向上を図るために、定期的に研修を行います。
プライバシーの遵守	従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。また、従業者が従業者でなくなった場合においても秘密を保持します。
緊急時の対応	訪問の際などに、利用者に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに利用者の家族、又は必要時には医療機関等に連絡します。
事故発生時の対応	利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、関係機関に連絡をとり、必要な措置を行います。また、賠償すべき事故が発生した場合には必要な損害賠償を行います。
医療と介護の連携	利用者等に対して入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。又速やかに担当ケアマネジャーにも入院したことを、お知らせください。

介護支援専門員を変更する場合の対応	担当する介護支援専門員による適切なサービス提供が困難である場合は、1ヶ月の予告期間において利用者に理由を示し、交代または他の事業者を紹介します。
業務継続計画の実施	感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定しています。それに従い必要な措置を講じます。
高齢者虐待防止措置の実施	虐待の発生又はその再発を防止するため、対策を検討する委員会を定期的に開催し従業者に周知徹底を図ります。又指針を整備し研修を定期的に実施します。

### 3. サービス提供割合

公正中立性の確保について、下記期間において当事業所の作成したケアプランに位置づけたサービス事業者は以下のとおりです。(期間)令和5年9月～令和6年2月

※下記内容は介護サービス情報公表制度でも公表しています。

訪問介護 20.16%	森町社協ケアサービス 34.94%	ニチイケアセンター森町 30.83%	訪問介護ステーション みどり 13.02%
通所介護 62.56%	森町社会福祉協議会 38.41%	愛光園デイサービス 15.02%	アクティブライフ輝 13.25%
地域密着型通所介護 21.54%	有限会社ゆるせい家 73.72%	ゆうゆうの家 11.54%	
福祉用具貸与 67.26%	介護ショップちゅーぶ 42.71%	フランスベット株式会社 18.48%	株式会社マストレメディ カル 14.79%

### 4. 料金

利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方のケアプラン作成料は、介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。

ただし、あなたの被保険者証に支払い方法変更の記載(あなたが保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載)があったときは、1ヶ月につき、要介護度に応じて下記の料金をいただきます。請求日より10日以内にお支払いいただきますようお願いいたします。

この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、役場窓口へ提出して、払い戻しを受けてください。

#### ①居宅介護支援利用料

区分・要介護度		基本単位	利用料	
(I)	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人未満の場合	要介護1・2	1,086	11,088円
		要介護3・4・5	1,411	14,406円
(II)	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、45人以上60人未満の部分	要介護1・2	544	5,554円
		要介護3・4・5	704	7,187円
(III)	介護支援専門員1人当たりの利用者の数が45人以上の場合において、60人以上の部分	要介護1・2	326	3,328円
		要介護3・4・5	422	4,308円

※利用料は、上記基本単位に7級地（10.21円）を乗じた額となります。

※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、所定単位数の50%減算となります。また運営基準減算が2か月以上継続している場合には、算定しません。

※特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業所に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、所定単位数から200単位減算することとなります。

②加算（要介護度による区分なし） ※各々について、要件を満たした場合に算定されます。

加算種類	単位数	利用料	算定要件等
初回加算	300 単位/回	3,063 円	新規に居宅サービス計画を作成する利用者や要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対し、居宅介護支援を行った場合
特定事業所加算Ⅱ	421 単位/月	4,298 円	<p>専ら居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること</p> <p>専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること</p> <p>利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等目的とした会議を定期的開催すること</p> <p>24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること</p> <p>介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること</p> <p>地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合に、支援が困難な事例に居宅介護支援を提供していること</p> <p>家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること</p> <p>居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと</p> <p>一人当たりの受け持ち件数が45名未満であること</p> <p>介護支援専門員実務研修における実習等に協力または協力体制を確保していること</p> <p>他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること</p> <p>必要に応じて、インフォーマルサービスを含む居宅サービス計画書を作成していること</p>
通院時情報連携加算	50 単位/回	511 円	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受ける時に、介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合

入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位/月	2,552 円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位/月	2,042 円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450 単位/回	4,594 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600 単位/回	6,121 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位/回	6,121 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750 単位/回	7,657 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けた上で(うち1回以上はカンファレンスによる)、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算(Ⅲ)	900 単位/回	9,189 円	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けた上で(うち1回以上はカンファレンスによる)、居宅サービス計画を作成し、居宅サービスの利用に関する調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月	4,084 円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上でその死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービスに位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合
特定事業所医療介護連携加算	125 単位/月	1,276 円	前々年度の3月から前年度の2月までの間に、退院退所加算の算定に係る病院等との連携回数の合計が35回以上であること 前々年度の3月から前年度の2月までの間に、ターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)または(Ⅲ)を算定していること

緊急時等居宅カンファレンス	200 単位/回	2,042 円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。利用者1人につき1月に2回を限定。
---------------	----------	---------	--

## 5. サービスの終了について

### (1) あなたのご都合でサービスを終了する場合

あなたは7日以上予告期間をおいて、いつでも契約を解除できます。ただし、状況により損害の賠償を行って頂く場合があります。

### (2) 当事業者の都合でサービスを終了する場合

当事業所の人員不足、またはやむを得ない事情がある場合は、1か月の予告期間をおいて契約を解除することができます。その場合は、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報をあなたに提供いたします。

### (3) あなた及び家族等が、当事業者との信頼関係を損なう特別な事由にあたることを行った場合は、当事業者は文書で通知することにより直ちに契約を解約することができます。

### (4) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

ア あなたが介護保険施設に入院または入所した場合

イ あなたの要介護認定区分が非該当(自立)又は要支援状態と認定された場合

ウ あなたが小規模多機能型居宅介護等の事業を利用することになった場合

エ あなたがサービス提供区域外に転居した場合

オ あなたが亡くなった場合

### (5) 長期にわたり居宅介護支援の利用実績がなく、今後も居宅介護支援を利用する意向がない場合、相談により契約を終了する場合があります。

## 6. 居宅介護支援に対する苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した居宅サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談ください。

苦情相談窓口 担 当 村松 成弘  
電 話 番 号 0 5 3 8 - 8 5 - 5 7 6 9  
ご利用時間 月曜日から金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

このほか、森町や静岡県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることができます。

森 町	担当窓口：福祉課介護保険係 電話番号：0 5 3 8 - 8 6 - 6 3 4 1
静岡県国民健康保険団体連合会	担当窓口：介護保険課 電話番号：0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 静岡県周智郡森町森50番地の1

名称 森町社協ケアサービス

説明者氏名 ㊟

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所

氏名 ㊟

(代理人) 住所

氏名 ㊟